

那覇市医師会那覇看護専門学校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 那覇市医師会那覇看護専門学校(以下「本校」という)は、本校は、看護師に必要な知識、技術、態度を養い、人間力、判断力、基礎的な看護実践能力を育み、地域医療に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、那覇市医師会那覇看護専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、沖縄県豊見城市字渡橋名 289 番地 23 に置く。

(養成所)

第4条 本校は、看護師養成所(3年課程)とする。

(課程名、学科、定員、学級数、修業年限等)

第5条 本校の課程名、学科、定員、学級数、修業年限は次のとおりとする。

課程名	学科	定員		1学年の 学級数	修業年限
		入学定員	総定員		
医療専門課程 3年課程	看護学科	120 名	360 名	3 クラス	3 年

(在学年限)

第6条 本校は、6年を超えて在学することはできない。

(自己点検・自己評価)

第7条 第1条の目的を達成するために、自己点検・自己評価を実施する。

2 その他、必要な事項は、学校の長(以下「学校長」という)が学校評価規程に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学期は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 沖縄県慰霊の日(6月23日)
- (4) 開校記念日(4月20日)
- (5) 春季、夏季、冬季における休業日は学年を通じて10週間以内とし授業時間及び休業規程に定める

2 前項の規定にかかわらず学校長が必要と認めたときは、前項各号の休業日のほか、臨時

に休業を行い、又は休業日においても臨時に授業を行うことができる。

3 その他、必要な事項は、学校長が授業時間及び休業規程に定める。

第3章 教育課程及び単位の認定

(科目名、単位数及び時間数)

第11条 科目名、単位数及び時間数は、教育課程（別表1）の通りとする。

2 科目の単位の計算方法は、1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする

(2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする

(3) 臨地実習については、30時間から45時間の実習をもって1単位とする

(単位の認定及び成績評価)

第12条 単位の認定は、講義・演習・実習等の授業時間数の3分の2以上出席した者に対し、評価を行い評価に合格した者に対し学校長が認定する。

2 成績の評価は、優、良、可、不可で表し、優、良、可を合格とする。

3 その他、必要な事項は、学校長が単位の認定及び成績評価規程に定める。

(既修得単位の認定)

第13条 学生が入学前に既修得した単位の認定に関し必要な事項は、学校長が入学前の既修得単位認定に関する規程に定める。

第4章 入学資格及び入学試験等

(入学資格)

第14条 本校に入学することのできる者は、次に該当する資格を有し、かつ、本校所定の入学試験に合格した者とする。

学校教育法第90条に定める高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
--

(入学志願手続き)

第15条 本校に入学を志願する者(以下「入学志願者」という)は指定の期日までに必要書類と受験料を添えて学校長に提出しなければならない。

(入学試験)

第16条 学校長は、入学志願者に対して推薦入学試験と一般入学試験を行う。

2 その他、必要な事項は、学校長が入学試験に関する規程に定める。

(入学手続き)

第17条 学校長は前条の結果、入学を認められた者について、合格通知を発行しなければならない。

2 前項の合格通知を受け取った者は、学校が指定する期日までに学校指定の誓約書等、必要書類を保証人連署の上、提出するとともに入学金を納入しなければならない。

(入学の許可)

第18条 学校長は、前条の手続きを終えた者に対し入学を許可する。

2 学校長は、正当な理由がなく、指定の期日まで手続きをしない者に対し、入学を取り消すことができる。

第5章 休学、復学、退学、除籍、転学、転入学

(休学)

第19条 学生は、傷病、その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。

2 その他、必要な事項は、学校長が休学、復学、退学、除籍に関する規程に定める。

(復学)

第20条 学生は、休学の理由が消滅し復学しようとするときは、必要書類を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

2 その他、必要な事項は、学校長が休学、復学、退学、除籍に関する規程に定める。

(退学)

第21条 学生は退学しようとするときは、保証人と連署した必要書類を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第22条 学校長は、学生が次の各号に該当するときはこれを除籍することができる。

- (1) 死亡または長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第6条に規定する在学年限を超えてなお復学できない者
- (3) 学納金及び在籍料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(転学)

第23条 学生が他の看護師養成所(3年課程)へ転学しようとするときは、必要書類を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

2 その他、必要事項は、学校長が転学に関する規程に定める。

(転入学)

第24条 学校長は、他の看護師養成所(3年課程)で転入学を志願する者に対して、欠員がある場合に限り認めることがある。

2 その他、必要な事項は、学校長が転入学に関する規程に定める。

第6章 卒業等

(卒業の認定)

第25条 学校長は、教育課程(別表1)の教育内容に基づく授業科目すべてにおいて単位を修得した学生に対して入学卒業等認定委員会の議を経て卒業を認定する。

2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えている者については、原則として卒業を認めない。

(卒業証書及び専門士の称号の授与)

第26条 学校長は、卒業の認定をした学生に対し卒業証書(様式第1号)及び専門士(医療専門課程)の称号(様式第2号)を授与する。

第7章 職員の組織及び運営の会議

(職員組織)

第27条 本校に次の職員をおく。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 学校長 | (2) 副校長 |
| (3) 教務主任 | (4) 実習調整者 |
| (5) 専任教員 | (6) 実習指導教員 |

(7) 事務長

(8) 事務主任

(9) 事務職員

(10) その他、必要な職員（学校医、カウンセラー、相談医、図書司書、非常勤講師、実習指導教員等）

2 職員の業務分掌について必要な事項は、学校長が職員業務分掌規程に定める。

（会 議）

第 28 条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため会議を設ける。

2 その他、必要な事項は、学校長が各種会議規程に定める。

第 8 章 健康管理

（健康管理）

第 29 条 学校長は、学生の健康を保持するために年 1 回以上の健康診断を行う。

2 その他、必要な事項は、学校長が健康管理規程に定める。

第 9 章 受験料、入学金及び学納金等

（受験料、入学金及び学納金等の納入）

第 30 条 入学を志願する者は所定の期日までに受験料を納入しなければならない。ただし、入学を許可された者について学校長が特別な理由があると認める場合はその限りではない。

2 その他、必要な事項は、学校長が学生納付金規程に定める。

（学納金の免除）

第 31 条 学校長は、休学を許可した者へ学納金を免除する。

2 その他、必要な事項は、学校長が学生納付金規程に定める。

第 10 章 賞罰

（表 彰）

第 32 条 学校長は、学業に精励し他の学生の模範となると認められる学生を表彰することができる。

2 その他、必要な事項は、学校長が賞罰に関する規程に定める。

（懲 戒）

第 33 条 学校長は、教育上必要があると認められた者に対して懲戒する場合は、理事会の議を経て行う。

2 その他、必要な項目は、学校長が賞罰に関する規程に定める。

第 11 章 図書室管理

（図書室）

第 34 条 学校長は、教育、研究等のため、図書その他の文献及び研究資料を整備し、学生及び教職員の閲覧に供するため図書室を置く。

2 その他、必要な事項は、学校長が図書室管理規程に定める。

第 12 章 外国人留学生

（外国人留学生）

第 35 条 学校長は、第 14 条に定める入学資格を有する者で、外国人留学生として本校に入学を希望する者があるときは、書類選考の上、入学試験を行い入学卒業等認定委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 その他、必要な事項は、学校長が外国人留学生に関する規程に定める。

第13章 災害・事件・事故等の対応

(災害・事故等)

第36条 学校長及び教職員は、災害・暴風・地震等の自然災害及び事件・事故等、学校危機発生時に人的被害を最小限にし、適切かつ迅速に必要な措置を講じるものとする。

2 その他、必要な事項は、学校長が危機管理規程に定める。

第14章 雑 則

(補 則)

第37条 この学則施行について必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 那覇市医師会立那覇高等看護専修学校学則（以下「旧学則」という。）は廃止する。
- 3 旧学則の規定によりした処分、手続きその他の行為は、この学則の相当規定によりした処分、手続きその他の行為とみなす。
- 4 平成5年3月31日現に那覇市医師会立那覇高等看護専修学校に在学する者は、平成5年4月1日において、那覇市医師会那覇看護専門学校の高等課程に在学する者とする。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、看護学科2年次、3年次、准看護学科に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、准看護学科2年次、看護学科に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、准看護学科2年次、看護学科に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、第二看護学科、准看護学科2年次に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、第一看護学科 2 年次、第二看護学科、准看護学科 2 年次に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、准看護学科 2 年次に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、看護学科に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に看護学科に在学する者に係る学則第 11 条 別表 1 は、従前の例によるものとする。